

駐車場使用細則改定(2020年8月29日通常総会承認)

| 現 行 ※下線部を削除します | 改 定 ※下線部を追加します |
|--|---|
| <p>第3条（使用制限と厳守）</p> <p>4、組合が発行する駐車証の提示のない車両は駐車出来ないものとする。<u>また定住者にあつては駐車証に替えて組合が発行する駐車シールを車内バックミラーの裏側（車両前部から車内を見た時に良く見える位置）に貼付するものとし、駐車シール貼付のない車両は駐車できないものとする。ただし、特別な事情のある場合は、牽制会議の協議を踏まえて管理者により、駐車シールの貼付方法を変更する。</u></p> <p>6、駐車証の提示<u>または駐車シールの貼付</u>なき車両および駐車証のナンバープレートが車内前部から車内を見た時に良く見えない車両で常習的な場合、金10,000円を区分所有者等に請求する。</p> | <p>第3条（使用制限と厳守）</p> <p>4、組合が発行する駐車証の提示のない車両は駐車出来ないものとする。</p> <p>6、駐車証の提示なき車両および駐車証のナンバープレートが車内前部から車内を見た時に良く見えない車両で常習的な場合、金10,000円を区分所有者等に請求する。</p> |
| <p>第5条（駐車証の配布と処置）</p> <p>1、駐車証は1住戸につき1枚配付する。<u>定住者には申出により駐車証に替えて1住戸につき1枚駐車シールを配付する。なお、現に駐車証を所持している場合は駐車証と引き換えに駐車シールを配付する。</u></p> <p>2、駐車証及び駐車証のナンバープレートを紛失・汚損・破損された場合は組合に申し出ることにより、有料（別途、管理者が定める）で再発行する。この場合、汚損・破損の場合は組合に再発行と同時に返却し、紛失したものが出てきた場合は速やかに組合に返却するものとする。<u>駐車シールについても同様とする。</u></p> | <p>第5条（駐車証の配布と処置）</p> <p>1、駐車証は1住戸につき1枚配付する。<u>また管理上、駐車証のナンバープレートを部屋番号にすることや定住者の駐車証を色分けするなど、管理者が検討して管理運営する場合もある。</u></p> <p>2、駐車証及び駐車証のナンバープレートを紛失・汚損・破損された場合は組合に申し出ることにより、有料（別途、管理者が定める）で再発行する。この場合、汚損・破損の場合は組合に再発行と同時に返却し、紛失したものが出てきた場合は速やかに組合に返却するものとする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第10条（駐車場利用の禁止）</p> <p>組合は、駐車場使用者が使用細則の条項に違反したときは、直ちに駐車場使用を禁止することができる。</p> <p>駐車場使用を禁止された者は速やかに駐車証または定住者にあつては<u>駐車シール</u>を組合に返さなければならない。なお下記の者は使用を禁止する。</p> | <p>第10条（駐車場利用の禁止）</p> <p>組合は、駐車場使用者が使用細則の条項に違反したときは、直ちに駐車場使用を禁止することができる。</p> <p>駐車場使用を禁止された者は速やかに駐車証を組合に返さなければならない。なお下記の者は使用を禁止する。</p> |
| <p>附則</p> <p>この細則は、平成21年 8月 24日から効力を発する。</p> <p>本細則は、次の各号の日から改正の効力を発する。</p> <p>(1) 2016年8月20日改正</p> <p>(2) 2017年8月19日改正</p> <p>(3) 2018年8月26日改正</p> | <p>附則</p> <p>この細則は、平成21年 8月 24日から効力を発する。</p> <p>本細則は、次の各号の日から改正の効力を発する。</p> <p>(1) 2016年8月20日改正</p> <p>(2) 2017年8月19日改正</p> <p>(3) 2018年8月26日改正</p> <p>(4) 2020年10月1日改正</p> |